

全日本学連
SSC(Safety and Security Certificathin)システム

2022年5月18日

全日本学生ウエイトリフティング連盟

目次

1. 事故のリスク一覧	P-3
2. 施設安全のチェックシート	P-4
3. リスク管理一覧表	P5～9
4. 安全マニュアル	P10～15
5. 事故発生報告書	P-16
6. 事故情報共有シート	P-17
7. ハラスメント防止規則	P-18～19
8. UNIVAS 相談窓口	P-20～21

事故のリスク一覧

プレーに起因する事故			
事故の原因	予測される事故(試合会場)	予測される事故(ウォーミングアップ場)	確認事項
施設、用具の整備に起因する事故	プラットフォーム(20本の合板をねしでい 定している) の緩み(隙間)による事故	・ウォーミングアップ中に選手団の移動に よる接 ・バーベルからプレーー落下	ロ破損、危険な突起物の有無の確認
			ロ倒れる危険性があるものと固定状況の確認
			ロ緩み、齧食の確認
			ロ毎日の清掃・消毒と安全の確認、施錠。
施設・川具の配置に起因する事故	バーベルからプレーー落下 プラットフォームからバーベルの落下	ウォーミングアップ中に選手の失敗試技 による施設の破損	ロ適切な活動人数の考慮
			ロ安全を確保した用員の備
			ロ安全な動線の確保(安全な配置)
			ロ良好な環境の確保(照明、換気など)
健康・身体能力の管理に起因する事	プラットフォーム上での督我	ウォーミングアップ中の怪我	ロ無理をさせない
			ロ健康上問題ないか確認(検量時)
			ロ精神的な不安はないか確認
			ロ試合、競技を安全に行うためのスキルは十分か
気象状況	停電	停電	ロ熱中症の予防
			ロ寒さ対策
その他	強烈な地震	強烈な地震	ロ避難経路の確認
			ロ特に冬季活動時、十分な準備運動を行っているか
			ロ頭部のケガの場合、軽微な事故でも注意
施設に起因する事故			
事故の形態	予測される事故(試合会場)	予測される事故(ウォーミングアップ場)	確認事項
転落事故	観客席での転倒	ウォーミングアップ中、バーベルの振 動による備品等の落下	ロ立入禁止場所の把握、施錠、ロ防護欄の設置、ロ 屋上、ロ天窗、ロバルコニー、ロ低い手すり、ロ 窓、ロひさし、ロ吹き抜け、ロマンホールの蓋 の開放
衝突事故		選手団同 I:の人の接触	ロ石、金属の露出、ロ面取りしていない柱、ロ大き なガラス(視認性の確保等)
転倒事故			ロ水濡れ(雨漏り等)、ロ床材の剥がれ破損等
挟まれ事故			ロ扉、窓、戸袋等の隙間、ロ防火、シャッター、ロ 門、側溝の蓋、ロその他、開口部
落下物による事故			ロ天井材、外壁材、ロ天井への設置物(照明、テレビ 等)、ロ書標等への収容物

リスク管理規程

(目的)

第 1 条この規程は、全日本学生ウェイトリフティング連盟の円滑な運営に支障をきたすリスク事象が発生した、又はそのおそれがある場合に、全日本学生ウェイトリフティング連盟(以下「全日本学連」という。)におけるリスク管理体制について必要な事項を定めることにより、全日本学連の学生、監督、コーチ、トレーナー等の安全確保及び業務継続を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。(1)

(1) 監督、コーチ、トレーナー等

全日本学連に所属(登録)するものをいう。

(2) 学生

全日本学連に所属(登録)する学生をいう。

(3) リスク事象

各大学の学生、監督、コーチ、トレーナー等の生命の安全及び社会的評価に大きな影響を与え、又は全日本学連の財産に重大な被害が生じるなど、全日本学連の円滑な運営に支障を与える、又はそのおそれのある事象をいう。

(4) リスク管理責任者(理事長)

全日本学連の全てのリスク管理を担う責任者をいう。

(5) リスク管理担当者(各大学監督)

リスク管理部の業務に関連して、危機管理体制の構築とリスク事象への対応等を行う担当者をいう。

(運用範囲)

第 3 条本規程は、全日本学連の運営全般において適用する。

(対象とするリスク事象)

第4条 この規程において対象とするリスク事象は次のとおりとする。

- (1)事故・災害(自然災害、大会中・会場設営、撤収活動中の事故等)
- (2)学生問題(学生の不祥事)
- (3)監督、コーチ、トレーナー等の問題(事故や不祥事等)
- (4)保健・衛生問題(食中毒、感染症等)
- (5)犯罪行為(不審者の侵入、盗難、破壊等)
- (6)コンプライアンス(業務上の故意・過失、各種法令違反等)
- (7)情報セキュリティ(個人情報、機密情報の漏えい・紛失、ネットワークの障害、犯罪等)
- (8)その他、全日本学連の円滑な運営に影響を与える、又はおそれのあるもの

第5条 全日本学連のリスク管理体制の推進のため、リスク管理部を置く。

- 2 リスク管理部は、全日本学連理事会とし、リスク事象への対応責任者として、本規程に従う。
- 3 リスク管理責任者は、リスク管理部におけるリスク事象全般の対応車として、本規定に従う。

(リスク管理責任者)

第6条 リスク管理責任者は、第4条及び第5条に規定されるリスク管理上必要な措置を行う。

- 2 リスク管理責任者は、全日本学連においてリスク事象が顕在化しないよう、必要な対応を行う。
- 3 リスク管理責任者は、リスク管理部と連携して、リスク管理業務に従事するとともに、リスク事象の顕在化時の初動対応を行う。
- 4 リスク管理責任者は、リスク管理に必要な知識、技術、技能等の習得に努めなければならない。

(リスク管理担当者)

第7条 リスク管理担当者は、第4条及び第5条に規定されるリスク管理上必要な措置を行う。

- 2 リスク管理担当者は、部局内においてリスク事象が顕在化しないよう、必要な対応を行う。
- 3 リスク管理担当者は、リスク管理責任者と連携して、各大学内におけるリスク管理業務に従事するとともに、リスク事象の顕在化時の初動対応を行う。
- 4 リスク管理担当者は、リスク管理に必要な知識、技術、技能等の習得に努めなければならない。

(リスク事象の顕在化時の対応)

- 第 8 条 リスク管理担当者は、当該組織が担当するリスク事象が顕在化し、当該組織内で対処することが適切と判断するリスク事象については迅速に対処し、その内容、対処方針、対処状況、対処結果等を全日本学連のリスク管理責任者に報告し、その了承を得なければならない。
- 2 リスク管理担当者は、当該組織のみに係るリスク事象であっても、を全日本学連の円滑な運営に大きな影響を与える、又はそのおそれがあると判断する場合は、全日本学連のリスク管理責任者を通じて、危機対策本部の設置を申し出ることができる。
- 3 リスク管理責任者は、リスク事象が収束した場合、当該組織のリスク管理部と連携したうえで対応状況を検証し、記録、保管、及び再発防止策の検討を行う。

(リスク管理部会議)

- 第 9 条 リスク管理に関する重要事項を審議するために、全日本学連のリスク管理部会議を設置する。構成員は次のとおりとする。
- (1) リスク管理部責任者(理事長)
- (2) リスク管理部担当者(理事)
- (3) その他、リスク管理責任者が必要とする者
- 2 リスク管理部会議の議長は、リスク管理責任者とする。
- 3 リスク管理部会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(リスク管理部会議の審議事項)

- 第 10 条 リスク管理部会議は、次の事項を審議する。
- (1) リスク管理に関する情報の収集、分析及び対応策の検討
- (2) 各大学の監督、コーチ、トレーナー等、学生に対する情報提供
- (3) リスク管理規程、及び関連する文書の見直し
- (4) リスク管理に関する個別マニュアルの作成、及び見直し

- (5)施設・設備・用具の危険個所の把握、改善検討
- (6)各大学の監督、コーチ、トレーナー等、学生への啓発活動の検討及び実施の指示
- (7)リスク事象顕在化時の必要な対応の検討
- (8)リスク管理部とリスク管理担当者との連携
- (9)その他、リスク管理に係る必要な事項

(リスク管理部会議の開催)

第 11 条 リスク管理部会議は、リスク管理部責任者が招集する。

2 年に 1 回以上開催する。

(リスク事象顕在化時の対応)

第 12 条リスク管理責任者は、リスク事象が顕在化又はそのおそれがあり、かつ対策を講じる必要があると判断する場合は、リスク管理部と速やかに対応体制を構築するとともに、リスク管理担当者と連携する。

2 前項に該当する場合には以下の事項を早急に実施する。

- (1)情報の収集、分析及び対応策の検討
- (2)対応策の決定及び実施
- (3)各大学の監督、コーチ、トレーナー等、学生に対する情報提供
- (4)関係機関等との連携及び連絡調整
- (5)その他、リスク事情顕在化時の対応に係る必要な事項

(危機対策本部)

第 13 条 組織として対応体制を構築する必要がある場合には、会長/副会長は危機対策本部を設置する。

2 危機対策本部長は全日本学連会長とする。

3 危機事象への対処は迅速かつ的確に対処する。

4 各大学の監督、コーチ、トレーナー等、学生は、危機対策本部に従わなければならない。

5 危機対策本部が重大なリスク事象の顕在化に対処する場合は、リスク管理部、及びリスク管理担当者と連携したうえで、必要とされる手続きを省略できるものとする。但し、対処の終了後には必要な措置を講じる。

6 危機対策本部は、リスク管理部責任者のリスク事象が収束したと判断したとき、解散する。

7 危機対策本部長が不在、もしくは連絡がとれない場合には、最高位の役職の者が本条に従って役割を担う。

(個別マニュアルの作成、整備)

第 14 条 リスク管理部責任者は、必要とする個別リスクにかかわる対応方法のマニュアルを作成し、リスク管理部会議に提出する。

(教育)

第 15 条 リスク管理部責任者は、毎年、所属運動部の学生及び指導者の安全管理意の向上を図るため、所属運動部の学生及び指導者に対し、一般社団法人大学スポーツ協会(以下、「UNIVAS」)という。)が開催する安全管理に関するセミナーの聴講を指示する。

2 リスク責任者は、前項の指示を行う際には、同セミナーのアーカイブ動画が、後日、My UNIVAS(UNIVAS が提供する運動学生向けの情報プラットフォーム)上に公開されることを紹介するとともに、聴講できなかった学生及び指導者に対し、アーカイブ動画を視聴するよう要請するものとする。

アーカイブ動画のリンクは

[安全安心セミナー アーカイブ | UNIVAS \(ユニバス\)](#)

[安全安心な情報の提供 アーカイブ | UNIVAS \(ユニバス\)](#)

(事務)

第 16 条 この規則に係る事務は全日本学連理事長が行う。

(改廃)

第 17 条 この規則の改廃は、リスク管理部の審議を経て会長が行う。

附則

この規則は令和 4 年 3 月 20 日から実施する。

安全マニュアル

1 本マニュアルの位置づけ

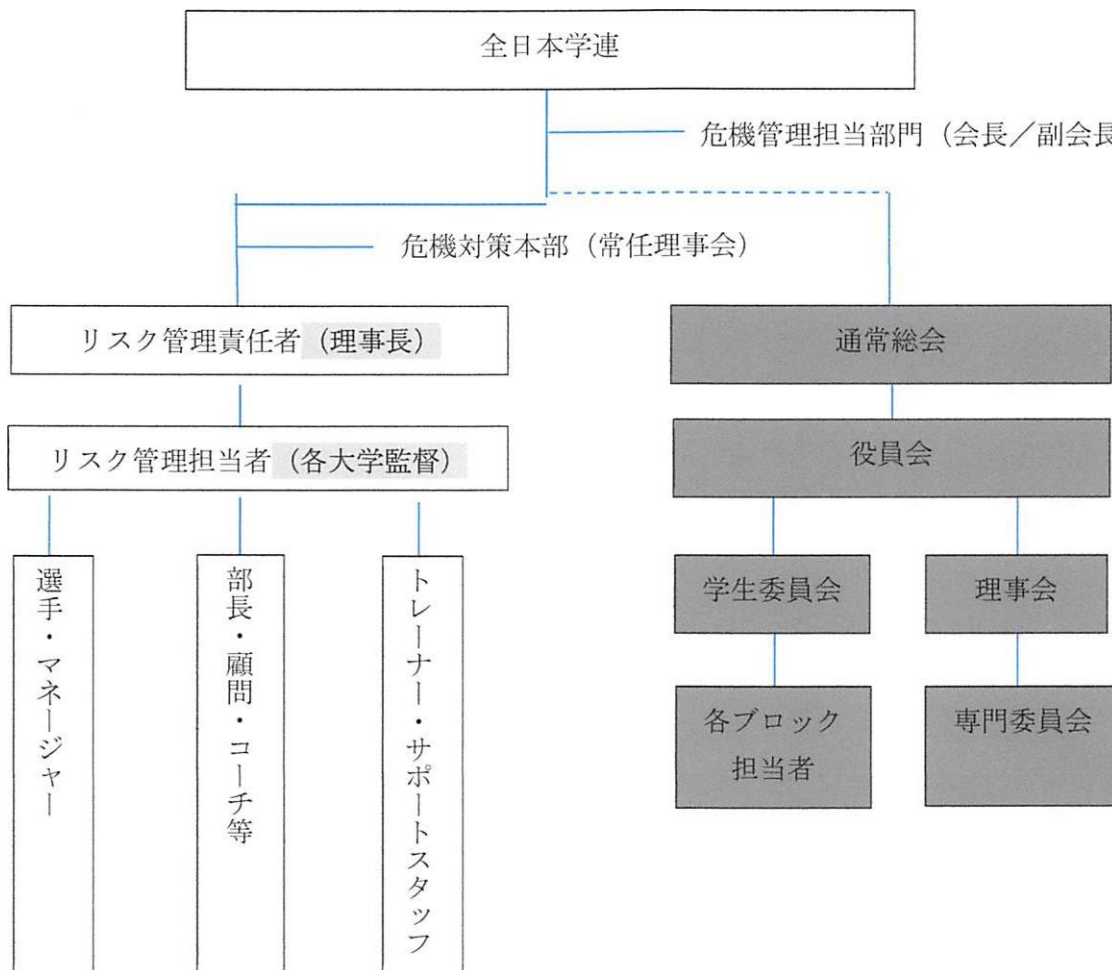
本マニュアルは全日本学生ウエイトリフティング連盟において、事故防止に関する対応方針、平常時の対応、事故発生時の対応を記載したものである。

2 適用範囲

本マニュアルが適用される組織は全日本学生ウエイトリフティング連盟とする。また本マニュアルはこれら組織の構成員によって活用されることを想定している。

3 組織体制の構築

平常時における全日本学生ウエイトリフティング連盟の危機管理体制は、以下のとおりである。危機管理対応部門は会長/副会長が担うこととする。



(1) 危機管理担当部門(会長/副会長)

危機管理担当部門とは、全日本学生ウェイトリフティング連盟の危機管理を担当する部門である。平常時の各部門の危機管理態勢構築に関する支援、危機発生時の危機対策本部の事務局を担当する。

(2) 各体育施設の担当者

東日本学生連盟・西日本学生連盟・関西学生連盟・九州学生連盟・北信越学生連盟の管轄する大会に於いて体育施設を管理する担当者である。

(3) リスク管理責任者(理事長)

リスク管理責任者は、全日本学生ウェイトリフティング連盟の理事長とする。

(4) リスク管理担当者(各大学監督)

リスク管理担当部門の業務に関連して、各体育施設の担当者と連携して、危機管理体制の構築を行う担当者である。

大会の平常時には各大学におけるリスク事象の発生防止もしくは事故防止に関する活動を行う。危機発生時は危機対策本部もしくは危機管理担当部門の指示のもと、迅速な初動対応を行う。

2 学生の行動指針

全日本学生ウェイトリフティング連盟に加盟する全ての学生は、以下の行動指針を念頭に、危機管理体制の構築を行う。

① 目標に合致しない無計画な活動は、スポーツ事故の遠因となりやすい。適切な練習内容(強度、時間、頻度等)が準備されているかを考える。

② 安全に配慮した活動

通常の活動は段階的に行われるべきであり、それが実現されないと安全確保が困難になる。運動強度は徐々に上げることが大切である。

③ 自然環境の変化に対応した活動計画

自然環境の変化に対して、適切な危険回避行動(活動中止、避難、退避)をとる。

3 平常時の対応

(1) トレーニングセンター(練習場・道場)の点検、整備口原

1年に1回、施設、設備、用具の定期点検を依頼する。

担当者(各大学監督)は、活動前に施設・設備・用具に破損等がないかを確認するよう指示する。

(2) 救護資機材の配備と点検

担当者(各大学監督)は活動前に、自動体外式除細同期(Automated External Defibrillator、ADD)、救急箱、ストレッチャー等は、すぐに使用できる場所に配備されているかを確認する。(発生場所から片道1分以内の範囲に設置する。)

□担当者(各大学監督)は、活動前に GT 計の準備等、対策を行い、熱中症が起きないように指示する

□担当者(各大学監督)は、原則 1 年に 1 回、救護資機材が適切に使用可能かどうかを確認する。

(3) 学生に内在する要因の把握

□担当者(各大学監督)は、活動前に学生の体力、体格、知識、技能、体調、性格、情緒、規範意識、既往症、摂食・睡眠状況、疲労状態、精神状態などを正確に把握し、前記記載事項に該当する学生の活動は積極的に中止するよう指示する。

(4) 活動における事故発生時の責任者

□担当者(各大学監督)は活動における事故発生時の対応責任者を指名するとともに、コーチが不在時の代替者としてトレーナー等を指名するよう指示する。

(5) 医療機関との連携

□担当者(各大学監督)は、医療機関(大学医学部附属病院や、近隣の基幹病院、診療所、クリニック等)をリスト化する。

□学内の学生健康管理部門と事故発生時の対応フローを共有する。

(6) 連絡網の整備

□担当者(各大学監督)は、活動中の指導者(又は責任者)又は代替者と、夜間、休日にも対応可能な緊急連絡先を共有する。

(7) 研修の実施

□担当者(各大学監督)は、活動中の指導者又は責任者や学生に、事故発生防止、ハラスメント等に関する教育・研修を原則 1 年に 1 回、実施する。

(8) 保険への加入

□担当者(各大学監督)は、活動中の指導者に、指導者(又は責任者)および学生が適切な保険(賠償責任保険、傷害保険)に加入状況を確認する。

(9) 事故情報の管理

□担当者(各大学監督)は、活動中に事故が発生した場合には、事故の対応記録を作成するとともに、対応記録の保管、活動中の指導者又は責任者への情報共有を行う。

4 事故発生時の対応(緊急時行動計画(Emergency Action Plan, EAP))

怪我人発生

怪我人の状態確認

レベル 1

- ・ 歩行可能
- ・ 擦り傷や捻挫など
- ・ 意識もしっかりしてりる

応急手当

競技復帰が可能かの判断

レベル 2

- ・ 歩けない
- ・ 骨折の疑い
- ・ 頭、首を受診した

手当・処置

病院手当・準備

関係者連絡

レベル 3

- ・ 普段通りの呼吸なし
- ・ 意識・反応がない
- ・ 手足が動かない
- ・ 大量出血

119 番通報

緊急手当で(CPR、AED、止血等)

関係者連絡

救急車を呼んだ時にやること・すること！

- ・ 負傷者に対応する人 (5~6 人)
- ・ AED、救護資機材を持ってくる人 (1~2 人)
- ・ 記録係 (時系列、情報を紙にまとめる人) (2 人)
- ・ 警備員に連絡し救急車を誘導する人 (1~2 人)
- ・ 健康管理室、学内の職員、教員に連絡する人 (1~2 人)

□怪我人の状態確認は、最悪を想定したうえで対応を行う。

□運動部の指導者(又は責任者)又は代替者は、レベル 2、3 の場合には、身体の安全確保(手当・処置、119 番通報、病院連絡・準備、緊急手当で)を行ったのち、担当者(運動部のリスク管理者/競技団体のリスク管理者)に報告する。

【緊急連絡網】

連絡先	名前	番
部内連絡先 監督		
コーチ		
トレーナー		
学内連絡先 担当課		
警備室		
健康管理室		
近隣病院		
内科・整形外科		
救急病院		

救急相談センター ㊦7119

<レベル 2、3の場合>

(1) トップへの報告、対応組織の設置、大学職員招集

- 担当者(各大学監督)は、必要な対応ができるよう大学職員を招集する。
- 担当者(各大学監督)は、必要に応じて関連部門と連携する。

(2) 事実確認、情報の伝達

- 担当者(各大学監督)は、事故の情報を収集・集約し、危機管理担当部門に伝達する。
- 担当者(各大学監督)は、危機管理担当部門から対応に関する指示があった場合には、従うこととする。

(3) 救助、救援、被害拡大の防止

- 担当者(各大学監督)は、事故発生現場に対して、怪我人の救助、怪我人が増えないようにするための応急
- 対応(危険な場所には人を近づかせない、原因究明までは当面の利用は控えるなど)を行うよう指示する。

(4) 広報対応

- 担当者(各大学監督)は、被害拡大の防止を目的に、危機管理担当部門の指示のもと、各大学内/全日本学生ウェイトリフティング連盟内、地域住民、ホームページ等により、情報を発信する。

5 復旧対応

- 担当者(各大学監督)は、生命・身体の安全確保を最優先に応急手当を行い、新たな被害の発生や拡大がないかどうか、安全確認を行う。
- 担当者(各大学監督)は、施設、設備、用具の不具合による事故の場合、同種の施設、設備、用具の使用を直ちに中止する。

担当者(各大学監督)は、施設、設備、用具が破損した場合には速やかな復旧措置を行い、必要に応じて代替を確保し、運動部の活動を実施できるようにする。

6 対応の評価(レベル 2、3 の場合)

担当者(各大学監督)は、レベル 2、3 の場合、対応の経緯、原因、2 次被害の状況、問題点・課題の整理を行い、事故の対応記録を作成する。

担当者(各大学監督)は、事故の対応記録を作成した場合には、運動部に情報を共有する。

担当者(各大学監督)は、必要に応じて本マニュアルの見直し、(施設管理部門(各体育施設 1 言 の担当者)を通じて)施設、設備、用具の改修・予算措置、保険の付保状内容の確認・見直しを行う。

7 大会・合宿時の使用施設の確認

(1)施設使用について

学生執行役員は、修繕が必要な個所を発見した場合、施設安全のチェックシートを用いて管理責任者に報告する。

管理責任者は、修繕が必要な個所の報告を受けた場合、危険個所の一覧化を行う。

(2)危険個所等について

学生執行役員は、施設の危険個所を発見した場合、管理責任者に修繕・危険回避の依頼をすることが出来る。

管理責任者は、修繕・危険回避の依頼を受けた場合、危機管理担当部門、体育施設の担当者に報告して、至急、使用の判断や修繕等の対応をする。

事故発生報告書(第 報)

	詳細	
事故発生日時	年 月 日 ()午前・午後 時 分	
事故発生場所	施設名(住所)、発生場所	
事故の内容	事故の詳細、経緯 負傷者の有無、程度 負傷者(有・無) →有の場合、()名	
事故の経緯	時 分	(事故発生)
※「いつ、どこで、誰が、どうした」を明記すること	時 分	(発見)
	時 分	(通報)
	時 分	
	時 分	
作成者	(名前)	(所属)
	(連絡先)	
作成日時	年 月 日()午前・午後 時 分	

※報告書は、管理責任者が5年間保管する。

事故情報共有シート

事故発生日時	年 月 日 ()午前・午後 時 分
事故発生場所	施設名(住所)、発生場所
事故の内容	事故の詳細、経緯 負傷者の有無、程度 負傷者(有・無) →有の場合、()名
事故の経緯 ※「いつ、どこで、誰が、どうした」を明記すること	(事故発生) (発見) (通報)
原因要因	
再発防止策	
今後の対応	

学連も共有先とする。学連は毎年、集約した情報を加盟大学の担当者(各大学監督)に共有し、配下の運動部学生に共有するよう指示

ハラスメント防止規定

第1章 総則

(総則)

第1条 この規則は、職務に関連し、ハラスメント行為防止及び排除のための措置ならびにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めることにより、監督、コーチ、トレーナー等、学生の利益保護、職務能率の向上及び環境の維持を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 本規則において「監督、コーチ、トレーナー等、学生」とは、全日本学生ウエイトリフティング連盟に登録する監督、コーチ、トレーナー等、学生をいう。

2 本規則において「相手方」とは、特定または不特定の、ハラスメントの対象となるすべての者をいう。

第2章 ハラスメント行為の禁止

第3条 監督、コーチ、トレーナー等、学生は、大会及びクラブ活動中において、相手方の意に反し、次に掲げる性的な言動を行ってはならない。

- (1) 性的な関係、行為を明示的または黙示的に強要すること
- (2) みだりに相手方の身体に触れること
- (3) 明示的または黙示的な性的な会話、冗談、行為等を行うこと
- (4) わいせつな文書、写真その他の物を公然と置いたり、相手方に見える場所に掲示すること
- (5) その他、性的言動により、円滑な業務の遂行を妨げると判断されること

(ハラスメント対策責任者の設置)

第4条 組織は、ハラスメントに対応するハラスメント対策責任者を定め、るほか、適宜対策委員を設ける。

(相談窓口の業務)

第5条 相談窓口の業務は、以下のとおりと

- (1) ハラスメントに関する相談・苦情の受付
- (2) 相談・苦情の事案の事実関係の調査
- (3) 事実関係が確認された事案へのハラスメント対策責任者、対策委員への報告と対応策の決定
- (4) ハラスメント防止に関する監督、コーチ、トレーナー等、学生への啓発活動

(相談・苦情の申出)

第6条 大会及びクラブ活動中においてハラスメントを受けた相手方または大会及びクラブ活動中におけるハラスメントを見かけた者は、そのハラスメントについての相談・苦情を窓口自由に申し出ることができる。

- 2 ハラスメントが現実には生じた場合だけでなく、その発生のおそれがある場合も、相談・苦情を申し出ることができる。
- 3 申出の方法は、口頭、電話及び電子メールのいずれかの方法による。
- 4 組織は、相談・苦情を申し出た相手方のプライバシーの保護に十分留意する。

(不利益扱いの禁止)

第7条 組織は、相手方がハラスメントに関する相談・苦情を窓口申し出たことを理由として、その相手方に対して不利益な取扱いをしてはならない。ただし、相手方が虚偽の申立てを行った場合はこの限りではない。

(黙認の禁止)

第8条 監督、コーチ、トレーナー等、学生は、他の監督、コーチ、トレーナー等、学生がハラスメント行為をしていることを黙認してはならない。

(教育)

第9条 ハラスメントの防止活動として以下の対応を実施する。

1 ハラスメント研修の実施

リスク管理責任者は、毎年、所属運動部の学生及び指導者に対し、UNIVAS が開催する、ハラスメントに関するコンプライアンス研修の聴講を指示する。

2 リスク管理責任者は、前項の指示を行う際には、同セミナーのアーカイブ動画が、後日、My

UNIVAS 上に公開されることを紹介するとともに、聴講できなかった学生及び指導者に対し、アーカイブ動画を視聴するよう指示するものとする。

アーカイブ動画のリンク先 [コンプライアンス アーカイブ | UNIVAS \(ユニバス\)](#)

(事務)

第 10 条 この規則に係る事務は全日本学生連盟理事長が行う。

(改廃)

第 11 条 この規則の改廃は、ハラスメント対策責任者及び対策委員の審議を経て会長が行う。

附則

この規則は令和 4 年 3 月 20 日から実施する。

ハラスメントによる相談窓口のご案内

【匿名でご利用ください】

1. ユニバス(大学スポーツ協会)相談窓口

UNIVAS 相談窓口→<https://www.univas.jp/soudan/>

2. その他

公益社団法人日本ウェイトリフティング協会にも相談することが出

来ます。連絡先:〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町 4-2

Japan Spoort Olympic Square 7F

TEL : 03-6434-0681 FAX : 03-6434-0682

URL : <http://www.j-w-a.or.jp>



UNIVAS 相談窓口

UNIVAS相談窓口は、大学生の皆さんが大学スポーツに健全に取り組むことができる環境を整備するためにUNIVASが設置した相談窓口です。本窓口は、選手や、マネージャー、コーチ等の学生スタッフとして、UNIVASに加盟する大学または競技団体に所属し、大学スポーツに取り組む学生または大学卒業もしくは所属後3年を経過しない皆さん、その親族、指導者及びチームスタッフの方が無料でご利用頂けます。

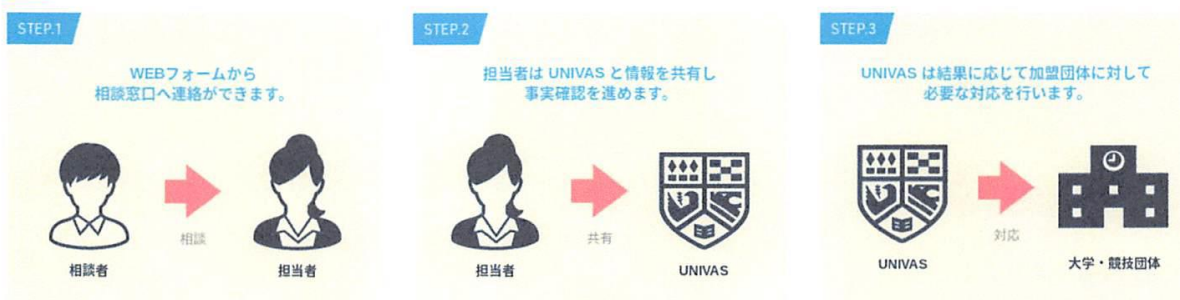
全日本学生ウエイトリフティング連盟はUNIVASに加盟しています

■相談できる内容について

監督、コーチ、顧問等の指導者、サポートスタッフ、選手などの大学スポーツ関係者が関与する以下の行為について、相談を行うことができます。

- ・暴力、暴言、脅迫及び威圧等、競技の範囲を超えて学生に身体的又は精神的苦痛を与える行為（パワハラ行為）
- ・学生に不快感を与える性的な言動（セクハラ行為）
- ・差別、義務のない行為の強要、試合の不正操作、ドーピング等、大学スポーツにおける正当又は健全な活動を、直接又は間接的に妨害する行為
- ・その他、大学スポーツに関連して行われる違法行為、加盟団体規則違反行為またはそれらに準じる社会規範に照らして不適切な行為

■相談の流れ



UNIVAS 相談窓口へご相談頂く際は、ウェブフォームでご連絡ください。



<https://www.univas.jp/soudan/>